

後見支援預金

平成30年10月1日現在

1. 商品名	・ 後見支援預金（普通預金）
2. 利用対象者	・ 家庭裁判所が後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した方が対象とします。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 家庭裁判所から交付される「指示書」により行います。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 家庭裁判所から交付される「指示書」により行います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 適用金利は金利情勢より変動します。 ・ 毎日の店頭表示利率を適用します。 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫の所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 要件	・ 総合口座通帳は不可とし、キャッシュカード発行も不可とします。 ・ 口座取引店のみでの取扱いで僚店取引は禁止とします。 ・ 口座振替契約は不可とします。
9. 徴求書類	・ 指示書（指示日から3週間を経過している場合は取扱い不可） ・ 来店者の本人確認書類
10. 中途解約時の取扱い	・ 後見の終了等、後見支援預金口座を必要としないことを家庭裁判所が認めた場合には解約可能とします。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 13. 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部（9時～17時、電話:0766-67-1022）までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）、富山県弁護士会（076-421-4811）、金沢弁護士会（076-221-0242）、福井弁護士会（0776-23-5255）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）までお申し出ください。
14. その他	・ 手数料はかかりません。

預18